16　平成二十四年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成二十四年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四条第一項ただし書中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第六十条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第百十七条中「遺族共済年金」を「規定する場合」に、「遺族共済年金（」を「規定する場合及び当該同一の事由により」に、「を含む。）」を「が支給される場合」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十四条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、同項第二号中「（第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項」を「として同項」に改める。

附則第二十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「国民年金法第七条第一項第二号に規定する厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第四十一条　削除

附則第四十一条を次のように改める。

第四十三条　削除

附則第四十三条を次のように改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第九十五条　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一条第一項第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。）」を加える。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第九十六条　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

（追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例）

第十三条の二　第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下この条から第十三条の四までにおいて「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員に対する退職共済年金の額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、これらの年金である給付の額を加えた額とする。）が控除調整下限額（二百三十万円に被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第一条第三号に定める日の属する年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率を順次乗じて得た金額をいう。第三項、次条及び第十三条の四において同じ。）を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から当該額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額を、それぞれ加えた額とする。次項において「控除前退職共済年金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて退職共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて退職共済年金の額とする。

4　国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「控除調整下限額」とあるのは、「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金の額を控除した額」とする。

5　退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

6　前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例）

第十三条の三　追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金（新法第八十二条第二項に規定する公務等による障害共済年金を除く。以下この条において同じ。）の額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額（以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。）から控除前障害共済年金額を組合員期間の月数（当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「障害共済年金控除額」という。）を控除した金額とする。

2　前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて障害共済年金控除額とする。

3　前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が控除調整下限額より少ないときは、控除調整下限額をもつて障害共済年金の額とする。